

## 東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例

東近江市立認定こども園条例（平成25年東近江市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「この項」を「この条」に、「法第20条第1項」を「同法第20条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 子ども・子育て支援法第7条第11項に規定する乳児等通園支援の実施に係る保育料の額は、同法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）一人につき、1時間当たり300円の範囲内で規則で定める額とする。ただし、本市以外の市町村から同法第30条の15第1項の認定を受けた乳児等支援給付認定子どもについては、当該認定を行った市町村の定める額とする。

第5条第2項中「前条第4項及び第5項」を「前条第4項から第6項まで」に改める。

第6条中「保育認定子ども」の次に「及び乳児等支援給付認定子ども」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その保育料を定めたく、本議案を提出するものである。